

# 青森大学外国人学生入学規則

第1条 本学における外国人入学生の入学に関する取扱いはこの規則に定めるところによる。

第2条 本学に入学を志願する外国人は、学校教育法施行規則第150条第1号（外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの）の規定に該当する者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、日本語を理解できるものであること。

2 本学に科目等履修生として入学を志願する者の入学資格は前項によらない。

第3条 入学の時期は原則として4月（春入学）又は9月（秋入学）のいずれかとする。

第4条 外国人学生として入学を志願する者は、次の書類に所定の入学検定料を添え、学長に願出しなければならない。

1. 入学試験願書
2. 履歴書
3. 最終学歴の卒業証明書の公証書並びに各学年成績（原本）
4. 日本政府、または日本政府の承認した外国政府、もしくは日本駐在公館の発行した身分証明書、または推せん状
5. 写真6枚（カラー写真、4cm×3cm、背面に氏名記入）
6. ほかに学長が別に定める書類

第5条 入学志願者に対しては、書類審査、学力検査、面接により選考を行う。

第6条 入学者選抜委員会は、前条の志願者に対して、学力、人物、健康状態及び修学に必要な日本語の能力等についても選考を行い、教授会の審議を経て、学長が入学を許可するものとする。

第7条 入学を許可された者は所定の期日までに入学料を納付し、外国人登録証明書を提示しなければならない。

第8条 外国人学生に対しては、この外、本学学生に関する規定を準用する。

第9条 本規程は、昭和43年4月15日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日より施行する。